

これはサンプルです。記載の数字等は実際とは異なります。

2019年〇月〇日  
一般社団法人知財経営ネットワーク(IPN)

## 2019年度 中小企業等特許情報分析活用支援事業 特許情報分析報告書(審査請求段階)

### 1 調査案件の概要

案件番号	No.〇〇〇〇
利用者名・担当者名	株式会社〇× □□課 △△ △△様
報告書作成日	2019年〇月〇日
報告責任者／報告書作成者	報告責任者: ■■ ■■ 報告書作成者: ▲▲ ▲▲
受注日／入金確認日	受注日: 2019年〇月〇日 入金確認日: 2019年〇月〇日
出願番号・優先権主張番号	特願201X-000000
出願日・優先日	201X年〇月〇日
公開番号	特開201X-000000
公開日	201X年〇月〇日
発明の名称	フード付きレインコート
出願人名	株式会社〇×
発明者名	△△ △△
代理人名	◇◇ ◇◇
調査対象請求項番号	請求項1、2、3

### 2 開発製品の概要

フード付きレインコート。  
フードを頭部の動きに合わせて可動式にし、  
視界が遮られることなく自転車の運転や歩行を可能にした。  
実際には、提出資料等に基づき内容を詳細に記載します。

試作品があれば、その写真を  
参考掲載します。

### 3 調査方法

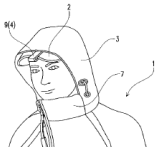
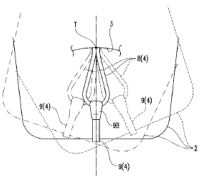
調査ツール	J-PlatPat 分類検索(Fターム:3B031(上着、コート))
調査対象資料	上記データベースに収録されている公報すべて
調査対象期間	19XX年〇月〇日～201X年〇月〇日
調査の観点	出願内容より、「フード」と「二輪車乗車用」について広く調査
検索式	●●
ヒット件数	320件
スクリーニング件数	下記の3件

調査の観点については、出願内容  
を読み込み、適切な観点を抽出し  
ます(もっと絞り込む場合もあり)

#### 4 特許調査結果

##### (1) 調査の結果、抽出した主な特許・実用新案の概要

番号	公報番号	出願番号	出願日	名称	出願人	概要	代表図	権利状況	関連する請求項	同一・類似・参考
1	実開平3-63513	実願平1-123425	平成元年10月20日	レインコートのラウンドフード用部品	スミクラ株式会社	レインコートの襟の外側と固定できるスライドガイド帯材、フード下部の内側と固定できるスライド帯材及びスライドガイド帯材とスライド帯材とを重ね合わせた状態で保持結合するスライド材からなり、スライド材はスライド帯材とほぼ垂直に交差し、かつその両端をスライド帯材の両側に固着させることで、フードが回転できる。		消滅		1 同一及び類似
2	登実3078697	実願2000-9297	2000年12月28日	フード付き被覆	株式会社ジェーシーコーポレーション	フードの首回り部の内周に沿う複数位置にベルトループを設け、これにスライド自在に止め具付ベルト24を通し、このベルトの止め具を被服の首回り部の外周に取り付けることで、フードを顔の動きにスムーズに追随させることができる。		消滅		同一及び類似
3	登実3013790	実願平7-616	1995年1月20日	フードと上衣の取り付け構造	株式会社前垣	フードの首回りの内周部に沿って細巾帯片を止着し、その帯片に屈曲可能なガイドレールとそのガイドレールに雄ホックを有するスライダーを設け、上衣の首回りの外周部に雌ホックを設けることで、フードにより視界を遮られないようにする。		消滅	1, 2	同一又は類似

4	特許535 6932	特願200 9-1523 92	2009年6月 26日	衣服及び フード	株式会社 シマノ	<p>防止着用者の首振り動作に連動してフードも左右に振れる構造を備え、フードに基端部が取り付けられた連結部がゴムであり、その先端部が防止のツバに係止される係止部と連結している。</p>	 	登録	1, 3	参考
---	---------------	-----------------------	----------------	-------------	-------------	--	---	----	------	----

(総合コメント及びご提案)

1. 上記1. 及び2. の文献は、今回お考えの商品に対し単独で新規性を否定し得るものであります。また、1及び2単独で、あるいは1と2を組み合わせることで進歩性を否定し得るものでもあります。つまり、今回の構造自体は公知技術と考えるのが妥当であり、出願審査請求をしても登録性は低いと考えざるを得ません。
2. 今回の開発製品の保護を強化するための対策として、
  - (1) 使い勝手の向上(スムーズにスライドさせるための工夫等)を行い新たな特許出願を行う。
  - (2) デザイン・模様を工夫し、意匠権の取得を検討する。
  - (3) 新たなネーミングを考え、商標権の取得を検討する。
 を考えてみることも一案です。

特許性に関する総合コメントと対策提案を記載します。

以上